

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第30条により、会員に関する事項を規定する。

2 社会福祉事業推進のため広く地域住民の福祉への参加と会員会費により自主財源の確立を図り、民間社会福祉活動・地域福祉活動の一層の充実強化を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 本会の会員は次の各号に定めるところによる。

(1)一般会員

釧路市に居住し、社会福祉に対し理解頂ける方(世帯・個人)

(2)団体会員

本会活動に対し理解があり、所定の会費負担を頂ける法人及び団体・企業

(会 費)

第3条 会費は、会員が納入するものとし、その額は次のとおりとする。

(1)一般会員(1口～ 100円)

(2)団体会員(1口～1,000円)

2 会費額(口数)に関しては各地域福祉推進委員会にて決定することが出来る。

3 会費の納入は原則として、毎年4月から2月末までとする。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成17年10月11日 規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年 1月16日 規程第6号)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和3年 5月31日 規程第9号)

この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。